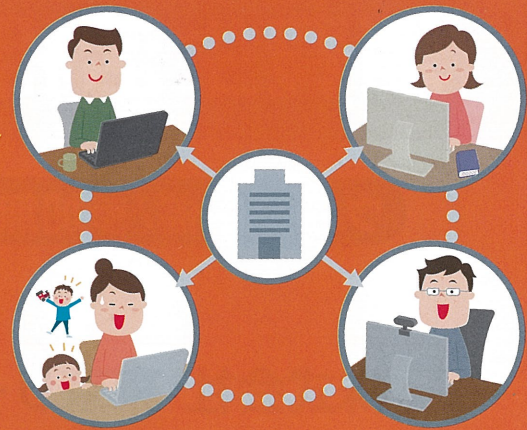


# 消費生活相談員 資格取得支援講座



**参加無料**※/ウェブ開催

※インターネット等の通信料は受講生の負担となります。

主催：三重県

消費生活相談員資格とは、消費生活センターなどで悪質商法や商品事故の相談業務を行うための国家資格です。県内の有資格者が少数で相談員の担い手が不足しているため、本講座を開催し、相談員の担い手を養成します。資格取得を目指して、ぜひこの機会に学んでみませんか。

法律になじみのない方にもわかりやすく、またネット配信なので受講生の都合の良いときに視聴できます。

## カリキュラム

配信予定	講義内容 (予定)	配信予定	講義内容 (予定)
1月中旬 開始 ~2月中旬	消費者問題・消費者行政の基礎知識	2月中旬 ~3月	個人情報保護に関する基礎知識
	経済の基礎知識/金融・保険に関する基礎知識		情報通信サービスに関する基礎知識
	環境問題の基礎知識/法律の基礎概念		表示に関する基礎知識
	民法の基礎知識①		食品に関する基礎知識
	民法の基礎知識②		衣料品・クリーニングに関する基礎知識
	消費者契約法の基礎知識①		製品の品質・安全に関する基礎知識
	消費者契約法の基礎知識②		住宅に関する基礎知識
	特定商取引法の基礎知識①		多重債務に関する基礎知識・訴訟と調停に関する基礎知識
	特定商取引法の基礎知識②		総まとめ①
割賦販売法の基礎知識	総まとめ②		

※カリキュラムは変更になる場合があります。また講義内容は進捗状況などにより変更する場合があります。

受講の際にはインターネットに接続したパソコンかタブレット、スマートフォンが必要です。ウェブ研修参加に必要な設備・環境に関しましては、下記 URLかQRコードでご確認ください。

<https://www.lec-jp.com/onlinestudy/check/>



三重県消費生活センター  
啓発キャラクター  
「ダンコムシ」



受講対象者

下記4条件を満たす方

① 三重県内に在住で、令和3年3月31日現在において60歳以下の方。

② 講座を9割以上受講できる方。

③ 令和3年度消費生活相談員資格試験を受験し、試験の可否結果を提供できる方。

④ 令和3年度消費生活相談員資格試験合格後、「三重県消費生活相談員人材バンク」に登録できる方。

※「消費生活相談員資格試験」は受講生の自己負担で各自申込みのうえ受験してください。

※「三重県消費生活相談員人材バンク」とは、県・市町の消費生活相談員募集情報を登録者に情報提供する制度です。

募集定員

50名(応募者多数の場合は抽選)

申込方法

裏面参照

申込締切

令和2年12月25日(金) 必着

結果通知

抽選となった場合を含め、お申しいただいた方全員に郵送で通知いたします。

なお、申込書類は返却しませんのでご了承ください。